

令和7年度採用

播磨町教育委員会職員(任期付短時間勤務職員)

(学芸員(埋蔵文化財))

採用候補者試験実施要項

【受付期間】

持参 令和7年7月16日(水)～採用が決定するまでの間
(土・日・祝日を除く)

8:30～12:00 13:00～17:00

郵送 令和7年7月16日(水)～採用が決定するまでの間

※合格者が必要人数に達した時点で募集は終了します。

【試験日】

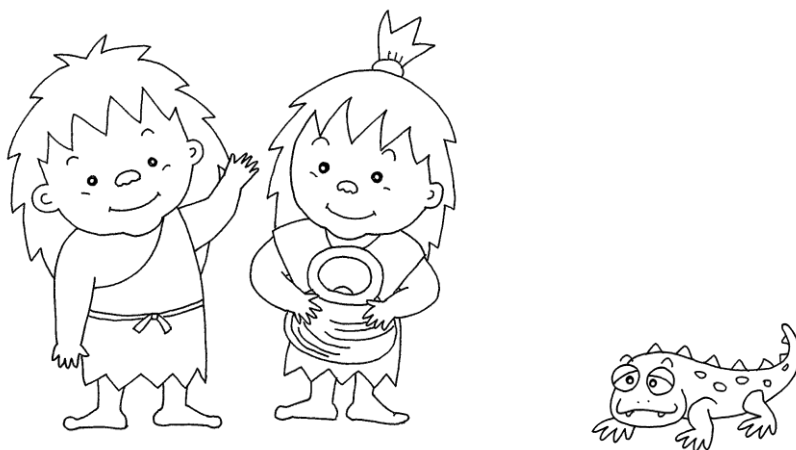
申込受付後に試験日時を通知します。

【問合せ・申込先】

播磨町教育委員会 教育総務課 (播磨町役場第2庁舎2階)

〒675-0182 播磨町東本荘1丁目5番30号

電話 (079) 435-0533 (直通)



1 採用職種等

採用職種	職務内容等	受験資格等	予定人員
学芸員 (埋蔵文化財)	・埋蔵文化財に関する開発事業との調整、試掘調査、整理調査、報告書作成業務 ・文化財一般の保護、調査研究、普及啓発（郷土資料館企画展・特別展における資料展示等）に関する業務及びその他の一般事務	次の条件を満たす人 1. 博物館法第5条に定める学芸員資格を取得した人 2. 1に加えて、次のア・イいずれかの条件を満たす人 - ア 学校教育法による大学（短期大学を除く）又は大学院で、考古学又は歴史学の専門課程を卒業した人（令和7年9月30日卒業見込みの人を含む）で、埋蔵文化財発掘調査の経験を有する人 - イ 考古学の発掘調査技術に優れ、令和7年7月末現在において3年以上の発掘及び整理作業の経験を有し、かつ報告書を作成した（共同執筆も可）実績がある人	1名

<注意事項>

- ・地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条（欠格条項）の各号のいずれかに該当する人は受験できません。
- ・任期付短時間勤務職員として採用する予定です。
- ・任期付短時間勤務職員とは、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条に規定される、任用の期間を限った一般職の職員で、採用試験に合格した後は採用候補者名簿に登載され、令和7年8月1日以降に、3年の範囲内で任期を限って任用されます。
- ・任期付短時間勤務職員として任用された事実は、播磨町が今後行う他の職員採用試験において、いかなる優先権を与えるものではありません。
- ・口述試験を行います。
- ・合格基準に満たない場合は不合格となるため、実際の合格者数が予定人員を下回る場合があります。

2 申込方法・受付期間

申 込 先	播磨町教育委員会 教育総務課 (播磨町役場第2庁舎2階) 〒675-0182 播磨町東本荘1丁目5番30号 電話 (079) 435-0533 (直通)
申込方法	所定の受験申込書兼履歴書に必要事項を記入のうえ、写真(裏面に氏名を記入)を貼って、添付書類とともに上記まで持参又は郵送してください。 《添付書類》 (申込時に添付) ・学芸員の資格を証する書類の写し又は資格取得見込み証明書 ・大学又は大学院において考古学又は歴史学等を専攻していたことを証する書類(卒業証明書又は修了証明書の写し、卒業見込み証明書又は修了見込み証明書) ※採用内定後に以下の書類を提出していただきます。 ・次のア・イいずれかの書類 ア 埋蔵文化財発掘調査の実務経験を証する書類(在職証明書等、学生の場合は履歴書の記載等でも可) イ 埋蔵文化財の発掘調査及び整理作業の実務経験が3年以上あることを証する書類(在職証明書等)、かつ報告書作成・執筆実績を証する書類(報告書抄録等)
受付期間	(持参) 令和7年7月16日(水)～採用が決定するまでの間 平日8時30分～12時 13時～17時 (郵送) 令和7年7月16日(水)～採用が決定するまでの間 ※合格者が必要人数に達した時点で募集は終了します。

<注意事項>

- ・郵送で申し込まれる場合は、受付後に受験票を返送しますので、宛先を記載し110円切手を貼った返信用封筒を同封してください。
- ・受験票は、持参の場合は即日交付し、郵送の場合は後日申込者あてに送付します。
- ・提出書類の記載内容に虚偽等があった場合には、合格を取り消すことがあります。

3 試験の日時・場所・方法

・日時	申込受付後日時を通知します。
・会場	播磨町役場
・方法	口述試験

4 結果通知

採用試験実施後に本人宛に郵送により通知します。

5 採用

この採用試験に合格した人は、採用候補者名簿に登載し、必要に応じて行う健康診断の結果、勤務に支障がないと認められたときは、令和7年8月1日以降に採用の予定です。

6 勤務条件

(1) 身分

地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条及び播磨町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年条例第23号）第4条に基づく任期付短時間勤務職員

(2) 給与

播磨町職員の給与に関する条例（昭和61年条例第1号）並びに播磨町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年条例第23号）及び播磨町一般職の任期付職員の採用等に関する規則（平成29年規則第34号）の規定により、給料のほか地域手当、期末・勤勉手当、通勤手当及び時間外勤務手当等が支給されます。

① 給料

令和7年度における初任給は下記のとおりです。（給与改定等を受けて変更されることがあります。）
なお、採用前に職歴等がある場合は、一定の基準により加算されます。

職種	月額給与の基準 (3%の地域手当を含む。)	年収(概算) (期末・勤勉手当を含み、期間率カットなしとして試算)
学芸員(埋蔵文化財)	181,280～212,674円	約301万～約353万円

※詳しくはお問い合わせください。

② 期末・勤勉手当

期末・勤勉手当の見込は下記のとおりです。(採用日や勤務成績により支給月数は変動します)。

区分		支給月数
期末手当※1	6月・12月支給	2. 5月分
勤勉手当※2	6月・12月支給	2. 1月分

※1 播磨町職員の給与に関する条例(昭和61年条例第1号)第26条第2項により期間率を決定します。

※2 播磨町職員の給与に関する条例(昭和61年条例第1号)別表第11により期間率を決定します。

③通勤手当及び時間外勤務手当等

通勤手当及び時間外勤務手当等の手当を該当者に対して支給します。

(3) 勤務時間

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第27号）により、勤務時間、休暇等が規定されていますが、郷土資料館の開館日の変更等に伴い、所属長の命により変更する場合があります。

なお、標準的な勤務は次のとおりで、概ね一週間当たり31時間勤務となります。

職種	勤務する日	勤務時間	1週間の勤務時間
学芸員 (埋蔵文化財)	1週間の うち4日	【4月～9月】 9時20分から18時05分 【10月～3月】 8時30分から17時15分 (うち休憩60分) 1日7時間45分勤務	31時間

(4) 休暇等

- ・休日（国民の休日及び年末年始の休日）
- ・年次有給休暇（勤務開始日、勤務日数に応じた付与日数となります。）
- ・特別休暇（夏季、忌引等）

(5) その他

市町村職員共済組合（短期組合員）、厚生年金保険及び雇用保険に加入します。

7 任期

今回採用予定の任期付短時間勤務職員の任期は令和8年3月31日までを予定しています（地方公務員法第22条第1項に基づく6カ月間の条件付採用期間を含む。）。

ただし、勤務の実績や業務の都合等により3年の範囲内で任期を更新することがあります（更新に同意いただくことが前提となります。）。

8 受験手続等の問い合わせ、申出先

〒675-0182

兵庫県加古郡播磨町東本荘1丁目5番30号

播磨町教育委員会 教育総務課 （播磨町役場第2庁舎2階）

電話 079（435）0533（直通）